

# 事業所内託児施設 助成金のご案内



労働者がその能力を有効に発揮し、充実した職業生活を営むことができるよう、仕事と家庭の両立のための環境を整備することが求められています。

事業所内託児施設の設置は、「育児休業等に関する法律」（平成4年4月1日施行）においても、子供を養育する労働者に対する事業主の援助措置の1つとされています。

労働省では、乳幼児を持つ親が安心して働くことができるよう、新たに事業所内託児施設を設置・運営する事業主等に対し、助成金制度を設けています。「事業所内託児施設助成金」を労働者の福祉の向上に、お役立て下さい。

労働省婦人局

# 1

## 助成金支給の対象となる事業主等

助成金は、雇用保険適用事業主又は事業主団体であって、次の場合に支給します。

### 1 事業所内託児施設の設置・運営を開始し、以下のすべての要件を満たす事業主又は事業主団体

- (1) 事業所内託児施設設置・運営計画（以下「設置・運営計画」という。）を作成し、あらかじめ労働大臣の認定を受けていること。
- (2) (1) の設置・運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内託児施設を設置しかつ運営を開始したこと。
- (3) 一定の要件を備えた事業所内託児施設（4ページ参照）を設置・運営していること。
- (4) 育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業制度」という。）を実施していること。
- (5) (4) のほかその雇用する労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置（以下「子を養育する労働者に対する援助措置」という。）を講じていること。

#### 事業主とは…

- この助成金は、企業単位でなく、原則として雇用保険の適用に係る事業所単位で支給します。
- 事業主には、複数の事業主が共同（以下「共同事業主」という。）して事業所内託児施設を設置・運営する場合があります。

#### 事業主団体とは…

法律に基づく事業協同組合、商工組合、商店街振興組合、商工会議所、商工会、公益を目的とする社団法人、その他の団体をいいます。

## 2 事業所内託児施設の運営を開始し、以下のすべての要件を満たす事業主 又は事業主団体

- (1) 事業所内託児施設運営計画（以下「運営計画」という。）を作成し、あらかじめ労働大臣の認定を受けていること。
- (2) (1)の運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として6か月以内に、事業所内託児施設を運営開始したこと。
- (3) 一定の要件を備えた事業所内託児施設（4ページ参照）を運営していること。
- (4) 育児休業制度の実施及び子を養育する労働者に対する援助措置を講じていること。

### 育児休業制度の実施及び子を養育する労働者に対する援助措置とは…

○就業規則等で以下のことを定めていることが必要です。

①育児休業法（第2条第1項）に定める育児休業制度

②次のイ～ヌの措置のうち1つ以上の措置を講じていること。

- イ 1歳以上の子を養育するための育児休業制度
- ロ 短時間勤務制度
- ニ 所定労働時間を超えて労働させない制度
- ホ 始業又は就業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度
- ヘ ベビーシッター費用に関する助成
- ト 労働基準法に定められた水準を上回る内容の育児時間の導入
- チ 育児休業中の生活資金の融資制度
- リ 子供の病気を理由とする介護（看護）休業制度
- ヌ その他労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置（例えば、育児休業中の労働者に対する金銭給付等）

○事業主においてはすべての事業主が、事業主団体においてはその構成員事業主の1/3以上の事業主が、上記①及び②の両方を実施していることが必要です。

# 2

## 助成金の支給対象となる事業所内託児施設

助成金の支給対象となる事業所内託児施設は、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

### 1 施設の規模

乳幼児の定員がおおむね10人以上であり、乳幼児1人あたりの面積は原則として7㎡以上であること。

### 2 施設の構造・設備

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室は、次の基準を満たしていること。
  - イ 保育室の面積は満2歳未満の乳幼児1人当たり1.65㎡以上、満2歳以上の乳幼児1人あたり1.98㎡以上であること。
  - ロ 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画すること。
  - ハ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。
  - ニ 保育室を2階以上に設ける建物は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。等
- (3) 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
- (4) 消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

### 3 職員

- (1) 保育に従事する者の数は、乳児又は満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、少なくとも2人配置されていること。
- (2) 保育に従事するもののおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては、1人）以上は、保母又は看護婦の資格を有するものであること。

### 4 施設の利用条件等

- (1) 事業内託児施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあつては、団体を構成する事業主が雇用する労働者）とするものであること。
- (2) 託児時間は、利用する労働者の労働時間を勘案して設定するなど、利用しやすいものであること。
- (3) 利用者から託児料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならない等、適正な額であること。



# 4

## 助成金の額と種類等

### 1 助成金の額と種類

設置費	新築（全面改築を含む）又は購入した費用の1/2 <u>2,000万円</u> を限度（1施設当り）
-----	--

運営費	運営にかかる費用の1/2 <u>年間360万円</u> を限度（1施設当り） 助成期間 5年間
-----	---

但し、設置費・運営費ともに1事業主についての助成は、1回を限度とします。

（1,000円未満は切り捨てます。）

### 2 助成の対象となる費用の範囲

助成の対象となる費用は、設置費、運営費ともに、事業所内託児施設に係る部分に限ります。

#### (1) 設置費

##### イ 設置の種類

助成対象とする設置の種類は、次のとおりです。

- 新築
- 購入
- 既存の所有の建物の増改築
- 購入した既存の建物の増改築
- 貸借した建物の増改築

## ロ 費用の範囲

助成対象とする費用の範囲は建築費、工事費及び設計管理料とします。

工事費の内容には以下のものが含まれます。

工事費名	工事内容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設置工事に要する費用。
冷暖房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用。
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設置工事に要する費用。
汚物処理設備工事費	浄化槽（配管を含む。）、その他汚物処理に必要な設備工事に要する費用。
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費用。
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち建築主において負担する費用。
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち建築主において負担する費用、及び電気・放送設備に要する費用。
消防用設備工事費 （自動火災報知設備工事を 含む）	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く（スプリンクラー、その他消防法及び同法施行令の規定により設置を義務づけられた設備工事に要する費用を含む。）
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち建築主において負担する費用。
自動火災報知設備工事費	自動火災報知設備工事に要する費用。
排煙設備、非常用 照明設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び同法施行令の規定により設置を義務づけられた設備工事に要する費用。
テレビ共聴設備 工事費	共聴アンテナ（配線を含む。）の設備工事に要する費用。
引湯・給湯工事費	引湯、給湯工事（配管を含む。）に要する費用。ただし、暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設備工事費に含まれる。
外構工事費	門、圍障、構内通路等の外構整備工事に要する費用。

## (2) 運営費

運営費の範囲は、以下のとおりです。

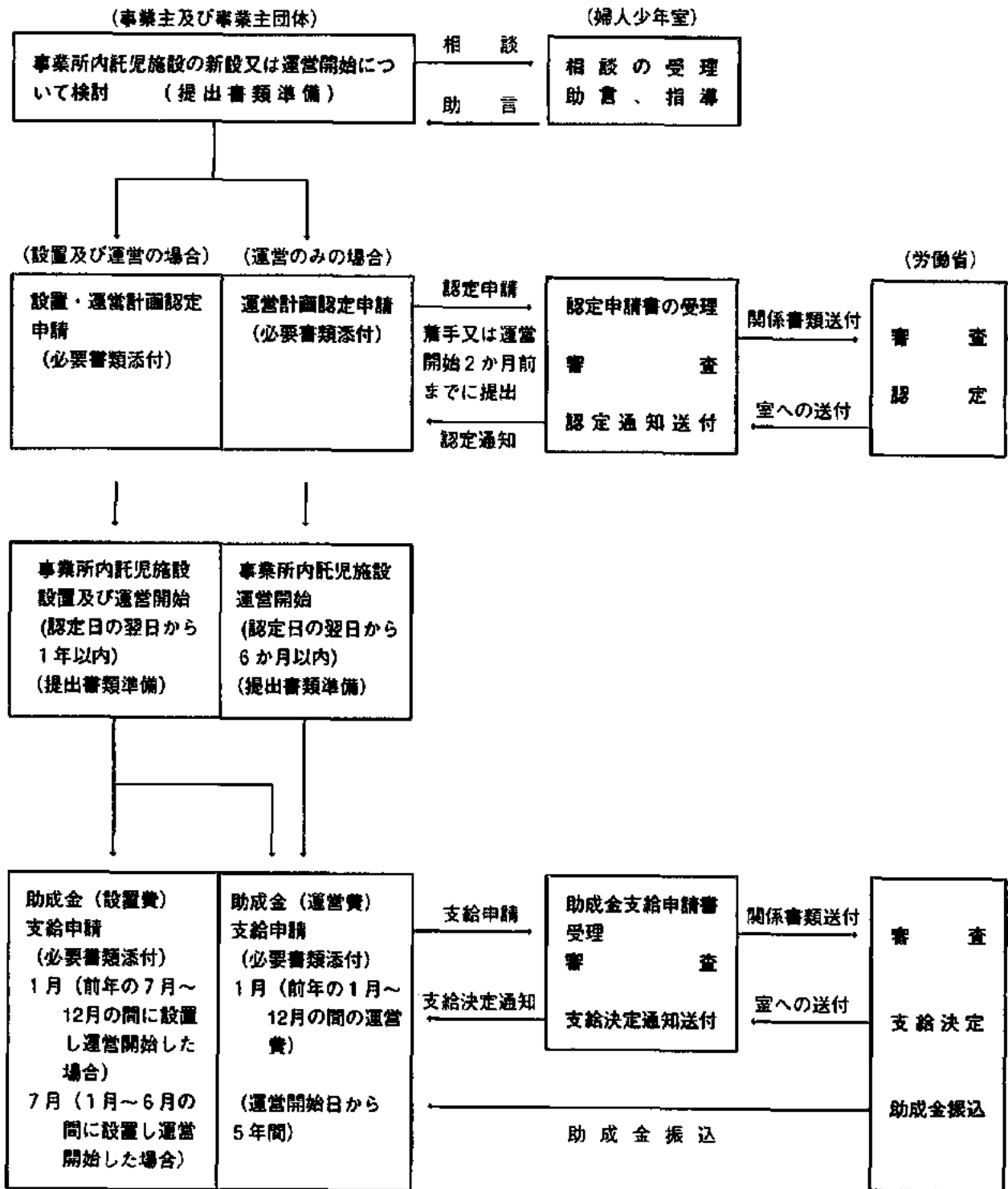
- イ 事業所内託児施設に配置された専任の保母等の人件費（給与、諸手当、労働社会保険料等）
- ロ 事業所内託児施設が賃貸借施設である場合はその借料（ただし、敷金、礼金を除く。）
- ハ 事業所内託児施設の建物を事業主等自らが設置又は賃借して、託児施設の運営を別企業へ委託している場合は、その委託料のうち専任の保母等の人件費部分とその借料（ただし、敷金、礼金を除く。）

注）「専任」とは、専ら当該事業所内託児施設において、保育に係る業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む。）をいいます。

# 5

## 助成金の受給手続き

1 助成金の支給手続きは次のとおりです。





## 2 手続きを進めるにあたって、以下の点にご留意ください。

### (1) 相 談

事業所内託児施設の設置・運営を検討中の方は事業所の所在地を管轄する婦人少年室（以下「婦人少年室」という。）に助成の要件、手続き等について、あらかじめご相談ください。相談はいつでも受け付けています。

### (2) 設置・運営計画（又は運営計画）の認定申請

- イ 設置・運営の計画が具体化したら、託児施設の構造、設備及び運営並びに新築・改築等設置の種類及び予算額等を明かにした「認定申請書」及び添付書類を婦人少年室を経由して労働大臣に提出して下さい（申請書の様式は12ページ参照）。
- ロ 共同事業主の場合は託児施設の設置・運営に参加するすべての事業主の申請書を一括して提出して下さい。（但し、共通の事項の添付書類は一式のみでさしつかえありません。）
- ハ 提出時期は、設置の着手（又は運営開始）2か月前までです。
- ニ 提出書類は、新築、改築等設置の種類、事業主か事業主団体か等により異なります。詳しくは10ページの提出書類一覧を御覧ください。
- ホ 設置・運営計画を大きく変更する場合には、計画変更認定申請が必要です。

### (3) 運営開始

- イ 労働大臣の認定を受けた事業主等は、
  - 設置及び運営の場合は、認定日の翌日から1年以内に
  - 運営のみの場合は、認定日の翌日から6か月以内に運営を開始して下さい。
- ロ 「運営開始」とは、雇用する労働者が当該事業所内託児施設の利用を開始したことをいいます。

### (4) 助成金支給申請

- イ 運営開始後、定められた時期に「支給申請書」及び添付書類を婦人少年室を経由して労働大臣に提出して下さい（申請書様式は14ページ参照）。
- ロ 共同事業主の場合は、(2)ロと同様に各々が支給申請書を提出して下さい。
- ハ 運営費は、助成期間（運営開始日から5年間）は、毎年申請することが必要です。
- ニ 提出時期
  - 〈設置費〉
    - 運営開始日が 1月1日～6月末日の場合→7月末日まで
    - 7月1日～12月末日の場合→翌年の1月末日まで
  - 〈運営費〉
    - 毎年1月1日～12月末日までの支給対象該当期間について
    - 翌年の1月1日～1月末日まで
- ホ 提出書類は、設置の種類、事業主か事業主団体か等により異なります。11ページの提出書類一覧を御覧ください。

# 6

## 提出書類一覧

「事業所内託児施設設置・運営計画認定申請書」

「事業所内託児施設運営計画認定申請書」

項 目	設置・運営計画			運 営 計 画	提 出 部 数	
	新 築	購 入	増築, 改築, 増改築			
事業主・ 共同事業主 及び 事業主団体 共 通	イ申請書	○	○	○	○	1
	ロ事業所内託児施設の付近見取図、配置図及び各階の平面図	○	○	○	○	2
	ハ改築に係る部分の改築前の平面図及び写真、並びに改築後の断面図			△		2
	ニ賃貸借契約書又は敷地の所有者の建築に関する承諾書の写（借地の場合）	△		△		2
	ホ賃借する建物の増築、改築承諾書（賃借の場合）			△		2
	ヘ建築基準法第6条第3項の規定による確認通知書の写（同法の適用を受ける場合のみ）	△		△		2
	ト申請に係る建物の賃貸借契約書（賃借の場合）			△	△	2
	チ費用の見積書の写	○		○		2
	リ購入予定価格書（これらのものが記載された募集パンフレットでも可）		○			2
ヌ当該事業所内託児施設の利用条件（託児料、託児時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類の写	○	○	○	○	2	
事業主 共同事業主	ル育児休業制度、子を養育する労働者に対する援助措置を定めた就業規則等の写	○	○	○	○	2
事業主団体	ヲ定款、寄付行為又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等	○	○	○	○	2
共同事業主	ワ共同であることを証明する書類（事業主間の協定書等）	○	○	○	○	2

△印は、該当する場合に提出する書類

「事業所内託児施設助成金支給申請書」

項 目	設 置 費			運 営 費	提 出 部 数
	新 築	購 入	増築, 改築, 増改築		
イ申請書	○	○	○		1
ロ建築基準法第7条第3項の規定による検査済証の写（同法の適用を受ける場合のみ）	△	△	△		2
ハ建築に係る部分の平面図及び断面図（但し断面図は改築のみ）	○	○	○		2
ニ施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真	○	○			2
ホ施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築、改築等の場合はその部分の増築、改築後の写真	○		○		2
ヘ建物登記簿謄本（所有権が移転した場合は移転後のもの）	○	○			2
ト工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）の写及び建築に要した総費用の領収書の写	○		○		2
チ売買契約書の写及び購入に要した費用の領収書の写		○			2
リ不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）		△			2
ヌ当該事業所内託児施設の最初の利用者と事業主の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類の写（利用開始日が明記された利用申込書等）	○	○	○	○	2
ル当該事業所内託児施設の利用条件（託児料、託児時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類の写	○	○	○	○	2
ヲ事業所内託児施設の業務に従事する者の労働者名簿	○	○	○	○	2
ワ事業所内託児施設に配置される有資格保母等の免許証の写				○	2
カ事業所内託児施設に配置される保母等の賃金台帳の写				○	2
ヨ事業所内託児施設に配置される保母等の出勤簿の写				○	2
タ事業所内託児施設が賃借施設である場合は、当該施設の賃借料領収書の写				△	2
レ託児事業の運営が別企業への委託である場合は、その委託料のうち人件費部分を証明する書類				△	2

△印は、該当する場合に提出する書類

様式第1号

事業所内託児施設設置・運営計画(変更)認定申請書

事業所内託児施設設置・運営計画の(変更)認定を受けたいので、以下のとおり申請します。

平成5年7月1日

労働大臣 殿

申請者 所在地 〒100 東京都千代田区豊ヶ関 1-2-3  
 (TEL 03-3593-1111)  
 事業所名(又は事業主名) (株)千代田縫製所  
 代表者役職・氏名 代表取締役 龍 一郎 ④  
 (事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の  
 名称及び代表者の氏名を記入して下さい。)

① 申請者の区分		① <input checked="" type="checkbox"/> 単独事業主 <input type="checkbox"/> 事業主団体 <input type="checkbox"/> 共同事業主				
② 施設を所管する事業主の場合	単独事業主及び共同事業主を構成する事業主の場合	(1) 事業所名	(3) 資本の額又は出資の総額 1,500,000,000円			
	事業主団体の場合	(2) 常時雇用する労働者の数 計150人 男子 80人 女子 70人	(4) 主たる事業 婦人服製造			
施設概要	(1) 構成員事業所数 所	(2) 事業所内託児施設利用事業所数 所	(5) 雇用保険適用事業所番号 1301-576432-1			
	(3) 構成員事業所の主な業種	(4) 雇用保険適用事業所番号				
託児施設概要	(1) 名称 ニほと保育所	(2) 所在地 〒100 東京都千代田区豊ヶ関 1-2-4				
	(3) 定員 イ. 2歳未満児 2人 ロ. 2~3歳未満児 2人 ハ. 3~4歳未満児 2人 ニ. 4歳以上児 4人 計10人					
	(4) 職員数	直接保育に専任 2人 (左の職員の有資格者 1人 (保母等資格) 無資格者 1人)	専任 0人 (その他) 専任 0人 兼任 0人 (その他) 兼任 1人			
	(5) 施設の構造	耐火・簡易耐火・その他 (主要な部分の構造 鉄筋コンクリート造)				
	(6) 棟数及び階数	1 棟 1 階建 1 階				
	(7) 施設総面積	70 m <sup>2</sup>				
		保育室 35 m <sup>2</sup>	便所 5 m <sup>2</sup>	調理室 15 m <sup>2</sup>		
			医務室 m <sup>2</sup>	その他 15 m <sup>2</sup>		
	(8) 託児時間	8時00分~17時30分	(9) 託児料の徴収予定月額	15,000円		
	(10) 所定労働時間	8時30分~17時00分	(11) 運営開始予定年月日	平成6年4月1日		
運営計画概要	(12) 運営開始から5年間の施設の利用者見込み数 (うち他事業所の労働者の乳幼児数)	1年 8人 (0人)	2年 10人 (0人)	3年 10人 (0人)	4年 10人 (0人)	5年 10人 (0人)
	④ 工事概算	(1) 予算総額 2,200千円 (円) 共同事業主のみ( )内に自社負担額記入のこと。	設置の種類	新築 2,200千円 (円)	増築 円 (円)	改築 円 (円)
資金計画			自己資金 1,500千円 (円)	公共機関からの融資額 (公共機関の名称) 円 (円)	その他の借入金 4千円 (円)	700千円 (円)
運営計画概要	(2) 予定工事期間	着工 平成5年10月1日~ 完成 平成5年2月末日				
	(3) 施設が賃借の場合	(1) 賃借の相手方名	(2) 賃借期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日			
		(3) 賃借料	円/月			
	(4) 購入	(1) 購入の相手方名	(2) 購入(予定)年月日 年 月 日			
	(5) 施設の敷地の状況	(1) 面積	100 m <sup>2</sup>		(2) 施設の建設面積	70 m <sup>2</sup>
		(3) (所有地)・借地別	所有地・借地 (所有者名(株)千代田縫製所) 買収予定地			
(6) 建築基準法の措置	建築確認申請を必要とする物件で ある ない					

育児休業制度の有無（事業主団体によっては導入している事業所数を記入のこと。） 有( ) 無										
子を養育する援助措置 （事業主及び共同事業主にあっては該当する符号に○印を記入する。事業主団体にあっては該当する符号に措置を講じている事業所数を記入する。）	事業主・共同事業主	事業主団体	措 置 内 容							
	イ ⊙ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ	所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	イ 1歳以上の子を養育するための育児休業制度 ロ 短時間勤務制度 ハ フレックスタイム制度 ニ 所定労働時間を超えて労働させない制度 ホ 始業又は終業の時刻の繰り上げ又は繰り下げる制度 ヘ ベビーシッター費用に関する助成 ト 労働基準法に定めた水準を上回る内容の育児時間の導入 チ 育児休業中の生活資金の融資制度 リ 子供の病気を理由とする介護（看護）休業制度 ヌ その他労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置 (内容 )						
同一事由による他の助成金等の受給状況 （「託児施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無）	設 置 費	事業所内保育施設助成金							有	⊙ 無
		地域雇用開発助成金							有	⊙ 無
		大規模雇用開発促進助成金							有	⊙ 無
		地域雇用環境整備助成金							有	⊙ 無
		中小企業雇用環境整備特別奨励金							有	⊙ 無
		介護労働者福祉施設助成金							有	⊙ 無
	運 営 費	有子看護婦確保経費補助事業による院内保育施設への補助金							有	⊙ 無
中小企業人材確保推進事業補助金							有	⊙ 無		
事務担当者	所属部課名	総務課	役職	総務係長	氏名	関次郎	TEL	(03) 3593-1111		

処 理 欄	室名	婦人少年室						
	室受理番号	第 号	本省受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	第 号		
	室受理年月日	平成 年 月 日						
	認定年月日	平成 年 月 日			認定番号 第 号			



② 設 置 費	新・増・改築	工事期間	着工 平成5年10月1日 完成 平成6年3月15日					
	(1) 施設が賃借の場合	賃借の相手方名	賃借期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
		賃借料	円/月					
	購入	購入の相手方名	購入年月日 平成 年 月 日					
	施設の敷地の状況	面積	100 m <sup>2</sup>	施設の建設面積	70 m <sup>2</sup>			
所有地・借地別		所有地 (所有地) ・ 借地 (所有者名(株)平代田製作所)						
(2) 設置の総費用 (敷地の取得に要した費用は除く。) 2,200 千円 (共同事業主の場合、出資額 円)								
(3) 支給を受けようとする助成金額 ((2)の額の1/2の額、1,000円未満切り捨て) 11,000,000円								
③ 運 営 費	(1) 支給対象期間	イ、運営開始日 平成 年 月 日	ロ、5年を経過する日 平成 年 月 日					
	(2) 今回の支給申請に係る対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
	(3) 今回の支給申請に係る運営費	合計	円	人件費	円			
	共同事業主の場合は、( ) 円 内に出資額を記入のこと。	( ) 円	( ) 円	賃借料	( ) 円			
(4) 支給を受けようとする助成金額 ((3)の合計額の1/2の額、1,000円未満切り捨て) ,000円								
育児休業制度の有無 (事業主団体にあつては導入している事業所数を記入のこと。) (有) ( ) 無								
子を養育する援助措置 (事業主・共同事業主・共同事業主にあつては、該当する符号に○印を記入する。事業主団体にあつては、該当する符号に措置を講じている事業所数を記入する。)	事業主・共同事業主	事業主団体	措 置 内 容					
	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ	所 所 所 所 所 所 所 所	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ 1歳以上の子を養育するための育児休業制度 短時間勤務制度 フレックスタイム制度 所定労働時間を超えて労働させない制度 始業又は就業の時刻の繰り上げ又は繰り下げる制度 ベビーシッター費用に関する助成 労働基準法に定められた水準を上回る内容の育児時間の導入 育児休業中の生活資金の融資制度 子供の病気を理由とする介護(看護)休業制度 その他労働者が子供を養育しつつ雇用の継続することを容易にするような措置 (内容 )				
同一事由による他の助成金等の受給状況 (「託児施設」に対する他の助成金受給及び受給予定の有無)	設 置 費	事業所内保育施設助成金	有	無				
		地域雇用開発助成金	有	無				
		大規模雇用開発助成金	有	無				
		地域雇用環境整備助成金	有	無				
		中小企業雇用環境整備特別奨励金	有	無				
		介護労働者福祉施設助成金	有	無				
	運営費	有子看護婦確保経費補助事業による院内保育施設への補助金	有	無				
中小企業人材確保推進事業助成金	有	無						
事務担当者	所属部課名	総務課	役職	総務係長	氏名	関次郎	TEL	03(3593)1111
処 理 欄	室名	婦人少年室		本省受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	第 号	
	室受理年月日	平成 年 月 日						
	室受理番号	第 号						
	設 置 費	助成対象設置費			支給決定年月日	年 月 日		
助成金支給決定額 ((2)の金額の1/2)				支給決定番号	第 号			
運 営 費 (年 月 日 ~ 月 日分)	助成対象運営費額			支給決定年月日	年 月 日			
	助成金支給決定額 ((3)の金額の1/2)			支給決定番号	第 号			

## 育児休業等に関する法律の主な内容

- 1 1歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業をすることができます。
  - ・申出は、休業する期間を明かにして行わなければなりません。
  - ・日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者は対象となりません。
  - ・専業主婦を配偶者とする労働者等については、あらかじめ労使協定が結ばれると対象から除外されます。
  - ・賃金を払うかどうかをはじめとする休業期間中の労働者の待遇については労使のとりきめに任されますが、事業主はこれらをあらかじめ定め、明かにしておくよう努めることが求められます。休業後の取扱いについても同様です。
  - ・事業主は、労働者の配置等の雇用管理や休業期間中の職業能力の開発向上等に工夫を行い、労働者の育児休業の申出や休業後の就業が円滑に行われるよう努めることが求められます。
  - ・事業主は、育児休業を申し出たこと又は実際に育児休業をしたことを理由として労働者を解雇することはできません。
- 2 事業主は、育児休業のほかに、1歳に満たない子を養育する労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
  - ・対象となる労働者から、日々雇用される者は除外されますが、育児休業の場合と異なり、期間を定めて雇用される者は除外されません。
  - ・労働者が就業しつつ子を養育することを容易にする措置は、次のいずれかの方法により講じなければなりません（則第20条）。
    - ① 短時間勤務の制度の創設
    - ② フレックスタイム制や時差出勤の制度の創設
    - ③ 所定外労働をさせない制度の創設
    - ④ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 3 事業主は、1歳以上小学校入学までの幼児期の子を養育する労働者についても、育児休業や他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置に準じた措置を講ずるよう努めることが求められます。

事業所内託児施設助成金・育児休業制度等の  
問い合わせご相談は下記へどうぞ